

なわて水みらい緑地運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府東部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓発を図るため整備したなわて水みらいセンター（以下「センター」という。）内のなわて水みらい緑地（以下「緑地」という。）を広く府民の利用に供するにあたり、これの円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

(区域及び設置する施設)

第2条 緑地の区域及び緑地内に設置する施設の名称は、次の各号に掲げる施設とし、別図のとおりとする。

- (1) 多目的広場
- (2) 憩いのゾーン
- (3) みどりせせらぎゾーン

(利用の期日及び時間)

第3条 緑地の利用日及び利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、大阪府東部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合は、臨時に利用を中止し、または利用日、もしくは利用時間を変更することができる。

- (1) 利用日は、1月4日から12月28日までとする。
- (2) 緑地の休日は毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律『昭和23年法律第178号』に規定する休日に当たるときはその翌日）および12月29日から翌年1月3日までとする。
- (3) 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(利用料)

第4条 緑地の利用料は徴収しない。

(利用の制限等)

第5条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、または工事その他の理由により、緑地の利用に支障があると認められるときは、利用者に対しその利用を制限し、または禁止することができる。

2 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

- (1) 建物、工作物、設備、立木等を損傷し、もしくは汚損する行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
- (2) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等を掲示し、または掲示しようとする者。
- (3) 承認を得ずに施設または付属設備を損傷する恐れのある、または他の利用者に迷惑をかける恐れのある仮設工作物等を設置し、または設置しようとする者。
- (4) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為をし、またはこれらの行為

をしようとする者。

- (5) 凶器、爆発物、その他の危険物を持ち込み、または持ち込もうとする者。
- (6) 露天、行商、その他これらに類する行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
- (7) 緑地内に犬、その他の動物を持ち込み、または持ち込もうとする者。但し、介助犬・盲導犬等については除く。
- (8) 立ち入り禁止区域に立ち入り、または立ち入ろうとする者。
- (9) 指定された場所以外の場所に自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、その他の人の力によらずに運転する車を乗り入れ、または乗り入れようとする者。但し、電動車椅子等については除く。
- (10) 野球（硬式・準硬式・軟式）、ソフトボール、ゴルフ等第三者に危害を及ぼすおそれのあるスポーツを行い又は行おうとする者。
- (11) 営利を目的として、会費、指導料等の料金を徴収して利用する者。
- (12) 不当な差別的言動を行い又は行おうとする者。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、緑地本来の利用を著しく妨げる行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
- (14) 第2条に掲げる（1）から（3）の施設を専有し利用しようとする者。
- (15) 管理上必要な指示に従わない者。
- (16) その他管理上支障があると認める者。

3 所長は、特別警報、暴風警報、大雨警報、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合、緑地を閉園し、利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

（損害賠償）

第6条 利用者は、第5条第2項に掲げる行為により、事務所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（利用者の責務）

第7条 緑地（駐車場および駐輪場を含む。）の利用中に発生した事故及び傷害については、すべて利用者がその責めを負うものとする。

2 利用者は、緑地を常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用をするよう努めなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、緑地の管理運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 4年 2月 1日から施行する。

